建築主の皆様へ

建築後退（セットバック）について

〇 建築基準法では、敷地が４メートル未満の道路に接している場合、道路の中心線から２メートル後退した線（建築後退線又はセットバックライン）を、敷地と道路の境界線とみなします。

〇 建築後退した部分に、建物や門･塀、擁壁（土留め）などを建築又は築造することはできません。

〇 確認申請の時に、建築後退線の位置を示す杭等を設置していただいていますが、工事中に杭等が移動している場合や、分からなくなった場合には、必ず杭等を復元してください。

〇 日立市では、建築後退した部分の用地について、寄付を受け付けています。

寄付をしていただいた土地は、市の負担で測量や登記の手続きを行い、市道として管理します。

参 考 図

建 物 の 敷 地

道路境界線

道路の中心線

建 築 物

市 道（４m未満）

中心線から２ｍ

建築後退した部分（建築・築造できない部分）

建築後退線（セットバックライン）

杭等の表示

※ 水路や線路、がけなどがある場合には取り扱いが異なることがあります。

不明な点については、下記にお問い合わせください。

＜問い合わせ先＞

建築後退について

日立市役所　建築指導課　管理係　０２９４－２２－３１１１（内）４３２

用地の寄付について

日立市役所　道路建設課　受託係　０２９４－２２－３１１１（内）７５９